

[事案 2023-1] 解約無効請求

・令和5年8月1日 裁定終了

<事案の概要>

解約請求手続時、契約者の判断能力が極めて乏しい状態であったこと等を理由に、解約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年5月に契約した家族収入保険（契約者・被保険者は夫、家族年金受取人は申立人）を、令和4年4月に解約した後、同年8月に夫が自殺したが、本解約請求手続は、夫がうつ病になり、不安定な精神状態および正常な思考や判断能力が極めて乏しい状態で行ったものであることから、解約を無効とし、家族年金またはそれに代わる一時金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)解約請求手続時に、契約者が意思能力を欠いた状態であったことを裏付ける客観的資料は確認できない。令和3年11月付診断書によっても、うつ病に罹患していたことのみをもって意思能力がなかったと判断することはできない。仮に契約者が死亡時に意思能力を欠いていた状況にあったとしても、解約請求手続は契約者死亡の約4ヶ月前に行われているため、手続時に同様の状況にあったことを裏付けるものとはならない。
- (2)契約者から電話で解約の申し出があった際、募集人は、具体的病名までは聞いていないものの病気療養中で休職中と聞き、他社の保険には加入していないとのことであったことから、本当に解約しても大丈夫か複数回確認し、解約ではなく減額を行ってはどうかと提案したが、契約者が解約を希望した。この経緯からすると契約者が解約請求手続時に意思能力を欠いていたものとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約請求手続当時の状況や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、解約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。